

公社賃貸施設の賃料等の支払いに関する特別措置について

令和4年3月30日

神奈川県住宅供給公社では、公社賃貸施設において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により一時的に賃料及び共益費（以下「賃料等」という。）の支払いが困難になったご契約者に対し、下記のとおり支払期限を延長（一定期間支払猶予）する特別措置について、対象期間を延長して実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 特別措置の内容

(1) 対象期間

令和4年4月分から令和5年3月分までの賃料等（令和5年3月分まで）

(2) 延長期限

令和4年4月分から令和5年3月分まで

この特別措置は支払期限の延長であり、賃料の免除ではありませんのでご注意ください。

2 対象となる物件等

(1) 対象物件

公社が所有・管理する賃貸施設。ただし、一時的に期間を定めて使用承諾している物件及び土地のみの賃貸物件の借入人は除きます。

※一般財団法人若葉台まちづくりセンターの管理物件については別途お問合せください。

（電話：045-921-3361 水曜日、祝日除く 8:30～17:30）

(2) 対象となるご契約者

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、賃料の支払いが困難になったご契約者、または困難になることが見込まれるご契約者（個人・法人ともに）。

(3) 対象の要件

- ① 上記対象物件の借入人であり、契約内容どおりの営業品目で原則として直近1年以上の営業実績があること。
- ② 相談日現在で賃料等の滞納がないこと。
- ③ 新型コロナウイルスの影響で経営悪化している旨を確認できる資料・書面を提出できること。
- ④ 別途定める覚書を取交わすこと。

(4) 受付開始日

令和4年4月1日（金）から受付を開始します。

3 手続き等

- ①特別措置の適用を希望する方は、下記窓口までお問合せください。
- ②公社担当者と支払猶予期間やその後の支払計画についてご相談いただき、支払計画を作成します。
- ③支払計画を記載した「覚書」を取交わします。

4 ご注意事項

- ・特別措置を利用中の方はお申込みいただけません。
- ・猶予期間経過後は、支払計画どおりお支払いください。お支払いいただけない場合、滞納扱いとなりますのでご注意ください。
- ・お支払い期間中に退去等のご事情が生じた場合、ご退去時に未払い額を一括してお支払いください。

お問合せ、ご相談は

賃貸事業部 運営管理課 電話：045-651-1864（平日9時～17時）